

第7日

令和6年2月28日（水）

午前9時30分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位は、タブレットに掲載のとおりであります。申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて70分以内となっております。御了承願います。

一般質問通告書をお開きください。

それでは、最初に14番柴山恭子議員の質問を許可します。14番柴山恭子議員。

（14番柴山恭子君登壇）

○14番（柴山恭子君） 皆様、おはようございます。よろしく願いいたします。

能登半島地震により241人という多くの亡くなられた皆様に、心より哀悼の意を表します。また496か所に及ぶ避難所での生活は、1万2,280人とも発表されており、断水もまだ完全には解消されず不自由な中、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興がなされますよう祈っております。私どもも能登の皆様への支援活動、今は街頭募金などですが、短い期間でも皆様とボランティア活動や膝を交え話などできればと考えております。

2011年3月11日、東日本大震災後にボランティアで入ったときの惨状が思い出されます。災害はいつどこでどのように起こるかは分からず、災害に対する備えをどのようにしなければならぬかも分かりませんが、とにかく今、やらなければならない課題は、個別避難計画をつくり上げること。地域においても避難所運営のやり方など防災組織の中で考え、動けるように体制を整えるべきと考えます。

これより質問席にて続行いたします。よろしく願いいたします。

（14番柴山恭子君降壇）

○議長（小島清人君） 14番柴山恭子議員。

○14番（柴山恭子君） 個別避難計画について。

個別避難計画の進捗状況について尋ねます。簡単に結構です。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 個別避難計画の今日的な進捗状況について、御説明させていただきます。

現在の取組状況は、昨年2月から3月に高齢者や障がい者等の要件該当者全員に、自

ら避難することが可能か困難か、計画作成及び個人情報の提供に同意するかの郵便調査を実施し、その取りまとめを終え、集約結果による同意者名簿整備を行っております。

令和5年度事業につきましては、配慮が必要な方のうち、特に避難支援が必要とされる地域防災計画で定めた要件に該当した避難行動要支援者6,790人に調査を実施し、在宅かつ自力や家族での避難が困難であると回答された865人の名簿を作成し、同意をいただけなかった51人を除く情報提供に同意された814人の方について、自主防災会、民生委員、警察、消防、社協、地域包括支援センター等の避難支援者等に対して情報提供を行っております。

今後も、個別避難計画が着実に進行し、引き継がれていくよう定着化を図りながら、避難行動要支援者の安全かつ迅速な避難行動が、一人でも多く実施されるよう働きかけたいと考えております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 何とか頑張ってくださいね。大変な作業ですけど。名簿が上がってきます。そうすれば支援者同士の確認がまず必要です。避難のためのタイムラインや避難の訓練を行うなど、行政がしっかりと支援者に対して指導すべきと考えますが、これは地域だけに任せておいてもなかなかうまくいかないと思いますが、その指導の方法なんかはどのようなふうになっていますでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 機会あるごとに御説明や指導はさせていただいております。研修会など含めましてですね。また、不明な点につきましては個別でも結構ですので、防災交通課のほうにお問合せいただきたいと思いますと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） よろしく願いします。次の、補償についてですが、2月2日、議会の意見交換会で、立石区会長会長、松田氏より「個別避難計画の作成と避難支援の実施体制づくりに、市より要請があり準備をしているが、要支援者にけがをさせた場合や、本人がけがなどをした場合の補償はどうなっているのか。災害対策基本法では、支援者本人の負傷については条例に基づき補償するようになっているが、朝倉市はこの条例がなく、条例の制定が必要なのではないか。朝倉市によるこのような補償がなければ、避難支援活動のスタートは困難である」という意見が出されましたが、執行部の考えを聞きます。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 個別避難計画は共助である近所の助け合いを事前に計画として定めることで、避難の円滑化や支援の可能性を高めるものであり、命の危険やけがをする可能性があるときに助けていただくものでは基本的にはございません。大雨や台風等危険が迫っていることが事前に把握できている状況で、対応いただくものと捉えております。確かに災害対策基本法84条では、避難支援者について、死亡、負傷、疾病または障がいの

状態になったときは、市が定める基準に従い、損害を補償することとされております。そこで、避難行動要支援者には、計画に基づく避難支援が必ず実施されることを保証するものではないこと、そして、避難支援者が法的な責任や義務を負うものではないことを確認しております。それから避難支援者には、まずは自身や家族の生命や身体の安全を守ることが大前提であり、避難の支援は任意の協力であること、避難支援は法的な責任や義務を負わせるものではないこと、避難の支援が必ずなされることが保証されるものではないことを説明しなければなりません。

さらに民間の保険では、まだこちらは、民間保険も制度としては固まりきっておりませんが、個別避難計画に載っていない避難行動要支援者や避難支援者については、補償の対象外となりまして、また、保険の加入について調査研究は継続的に行っており、全国的に見ても取り組んでいる自治体が少なく、福岡県内や九州県内では加入自治体の情報は持ち得ておりません。民間保険制度も、先ほども言いましたように、緒に就いたばかりであることから、制度充実の推移を注視しつつ対応について見極めていきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） ということは、役所は、けがや何やらあったときには、何にも関知しないちゅうことですか。ここに確かに、避難支援者等は自身や家族の安全が前提であるため、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありませんとは書いてあります。しかし、そうであれば、少なくとも立石はこの行動は起こしません。支援者に対して支援に行くということは考えられないのですが、どう考えられますか。つくっただけで終わるのならいい。でも、実際に助けに行くべきときに助けには行きませんよ。それでいいんですね。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 個別避難計画を作成してその上で、もちろん災害の恐れがある場合につきましては、要支援者の方を支援していただき、避難所へ誘導していただくということを、行政としては——市としては期待してこの個別避難計画を作成していくところでございますので、御協力をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 市の態度がそのようなのであれば、住民としても協力はできませんよ。これはつくらないほうがまだましです。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 先ほども申し上げましたが、支援をしていただく方に義務をもちろん課すことでもございませんし、責任を課すものでもございません。そういった中で、地域の中で協力いただいて、御一人でも災害に遭われる方がないように、避難所へ誘導いただけるよう、御協力をお願いするものでございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） だから言っているじゃないですか。そういうときに万が一のことがあったときは、どうしますかと言っているんですよ。行政が前面に立って、その人との間に立って、きちんと処理をしてくれるのであればいい。でも自分たちは法的な責任や義務を負うものではありませんとここに書いているので、そういうことは全く関知しませんというようなことなんですか。そうすれば誰も助けに行ったりはしませんよ。そうでしょ。万が一どんなことがあるかは分からないから、そういうときは市が前面に立って解決をしますとか、そういうことは必要でしょう。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 繰り返しになりますが、支援をしていただく方自体に、もちろん義務は課しませんし、その一方で、万一要支援者の方が何らかの被害に遭われたときに、その支援をしていただく方が責任を負うものではございませんので、御協力をお願いするというふうに申し上げます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） では、責任は誰が負いますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 個別避難計画でそれに基づき避難を誘導していた場合に、誰かが責任を負うというようなものではございません。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） そのところが普通に考えておかしいと思わん。例えば私たちは何かをするときには、ボランティア活動でも何でも、体育祭でもそうですよ。事故とかあれば、それに対して何らかの対策はしますよ。朝倉市は、何か起きたときはそれはここに書いてありますので、法的な義務を負うものではありませんとか、ほったらかしますか。もし私が誰かと避難して行ったときに、ほろっと手が滑って転んだりしたときに、これは誰が責任を負いますか。それなら、個別避難計画やら要らんとじゃないですか。する必要がどこにありますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 避難に支援を要する方が、御一人でも円滑に避難所に避難していただけるよう、御協力をお願いしたいと思っているところでございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 協力を何で要請するんですか。何にも行政側は、協力した人に対して何の保障もなく、何の関わり合いもないというような言い方でしょう。その中で何で住民だけが協力をしなければならないんですかね。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（川上憲司君） 市のほうで個別避難計画に基づきまして御協力をお願い

させていただいておりますのは、あくまでも共助の精神というところの助け合いの気持ち、そういったところの部分の御協力のお願いをしているということです。ですので、危険が及ぶそういった状況の際に無理をしていただく必要は当然ございません。ですので、市としてもそれを全て委ねる、お任せするというつもりもございませんで、そういう環境をどういうふうに改善したらいいのかという調査研究を行っているということでございます。例えば市民活動保険、先ほど言われました、さまざまな活動をされる市民の皆さんが、何らかあった場合の保険として市民活動保険がありますが、その適用についてこの内容も調査をいたしました。しかし、例えば避難訓練をするときの保険対象になる可能性はあるけれども、いざ有事の際にはそれは保険としては効かないということが分かりましたので、現在ここ二、三年で民間保険会社が構築しておりますこの災害補償に伴いますプランを朝倉市になぞらえた場合にどの程度のものになるのかというものも踏まえた上で研究を今進めているということです。ですので、必要に応じた形でどのようなプランでやっていこうとするのか、今限定されていますのは個別避難計画にのった要支援者とそれをサポートいただく支援者の方しか対象にならないということになりますので、例えば市民ではなくても通りすがりの方でお手伝いをいただいて、救助のお手伝いをいただくとかしてけがをされた場合とか、そういったものも適用にならないとか、そういうものも踏まえた上での研究を今進めているということです。ですので、全然全く考えていないわけではなくて、どのような形でフォロー、サポートができるかということを行政として考えさせていただいております。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 部長は全く考えていないような答弁でありました。行政が全く考えていないのであれば、市民に対してこの個別避難計画の協力は立石としてはいたしません。いいですね。あくまでも行政側が万が一何かあったときは——危険なときの話をしているんじゃないんですよ。万が一避難に連れて行ったときに石で転んで大けがをすることもあるじゃないですか。そんなときに自分たちは何にも責任はないですよと行政側が言うのであれば、私たちは個別避難計画の皆さんに対して協力をする必要はないですよというような言い方をしますが、それでも構いませんね。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 保障等につきましては、今、防災交通課長が答弁しましたように、保険制度も今、緒に就いたばかりということで、はっきりとした制度でこういう保障でこの範囲が保険の範囲になるとかっていうものも、なかなか定まっていない状況ですので、今の段階でこうやりますというのは申し上げにくいので、私としましてはそういったことの発言をしませんでしたが、そのことを持ちまして地域の皆様の避難誘導をしなくていいというような趣旨で、私は申し上げたわけではございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 理解はしません。いいですか。何かがあったときに本人同士が話し合うのじゃなくて、そこは市がきっちり入ってこういう方向にしてくださいというようなことがなければ、私たちは怖くてちょっとしたことでもできませんよ。違いますか。そのくらいのことだから、いつまでたっても個別避難計画も今までできなかったんですよ。だからそういうことに関しても何にも対策を講じなかったのでしょうか。九州地方には何もありませんと今おっしゃいましたが、平成17年にはひょうご防災減災推進条例、令和3年青森市避難行動要支援者避難支援制度、令和4年新潟市避難行動要支援者支援制度賠償保険実施要綱などが出されているのに、何ですか、部長あなたは。そういうことはこれに書いているので、賠償責任などはありませんやら言うことはもってのほかです。違いますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 兵庫県にボランティア・市民活動災害共済制度があることについては存じております。都道府県レベルで加入していただきたい旨の制度の整備について、福岡県への要請などはさせていただいているところでございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） なぜそれを先に言わない。何とか私たちも頑張りますと。頑張っ
て住民の皆様の期待に応えるような形で何とかしたいと、何で前向きな答弁ができないか
が、そこがおかしいんですよ。違いますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 今の段階では県への要請活動を実施しているところでござい
まして、具体的に見えているものがあるわけではございません。今後も継続してそういつ
た制度ができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） じゃあそれがきちっとなるまでは、私たちは動かなくていいんで
すね。あなたたちが動かないなら、私たちも住民も動きませんよ。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 私どもとしましては、ぜひ御協力をお願いしたいとする立場
でございますので、よろしくをお願いしたいというふうに思います。このことを、私の発言
をもってそういうことに協力しなくていいという趣旨で申し上げているわけではございま
せんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） そういう趣旨ですよ。住民には協力を求めるが、行政側は一切の
責任を持たないというのは、そういうことなんですよ。

次にちょっと部長にお尋ねしますが、内閣府より市町村に個別避難計画作成経費1人当
たり4,000円の地方税交付がありました。これはさっき言われた6,790人に対してこの地

方税の交付がありましたか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 令和3年に災害対策基本法が改正されまして、市町村に個別基本計画の作成が努力義務化されたことに伴いまして、避難行動要支援者の名簿の作成や活用、個別避難計画に要する経費として1人当たり7,000円程度を要するものとして地方交付税措置がされているというふうになっております。これについては、あくまで要支援者一人につき7,000円ということではございませんで、その算定の内容につきましては、例えば朝倉市では、令和5年度が280万円程度の交付税措置がなされているということは確認はされておりますけれども、先ほど議員がおっしゃいました4,600万円というような額ではございません。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 私は、何も4,600万円とか言うちよりませんよ。それは、私の原稿をやったから見て言いよるんでしょう。私はさっき部長が言われた6,790人に対して7,000円の交付税が支給されたんですかと聞いております。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） その要支援者の人数に合わせた交付税措置はなされておられません。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） この交付税の趣旨として、令和3年5月、個別避難計画取組指針では、「ケアマネジャーが計画作成に関わり、レベル3で施設から迎えに行くための交付税措置であり、福祉専門職の参画を必要とした新規の個別避難計画の取組に対して支給することができる」とありますが、どういうことがなされたんですかね、朝倉市では。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 朝倉市における歳出の状況につきましては、例えば令和4年度ですと、避難行動要支援者名簿、計画作成であるとか、自主防災組織等の啓発であるとか、見守り支援システムなどに、その措置、対応をさせていただいているところでございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 「専門職の参画を必要とした新規の個別避難計画の取組に対して」と書いてありますが、こういうふうなことは行われておりますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 個別避難計画を作成するに当たって、そういうケアマネジャーさんのような専門職であるとか、そういった方にかかる部分については、これまで行っておりません。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 全てが遅いんですよ。個別避難計画の立て方も遅かった。それから支援者に対するいろんな災害のときに対する考えもまだない。全てが後手後手でいっているような気がします。この地方交付税の措置は、また後でお伺いに来たりはしますが、何としても——いいですか。避難を支援する人たちに対しても、緊急で考え方を変えて、市が前面に出ながら、何となく市民の皆様にも協力をお願いします。それに対して万が一のことがあったような場合には、市としても全力で力を尽くしますというような答弁はできませんか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 支援をしていただく方が、そういう保障とかそういったことの心配なく支援をしていただけるように、保険制度などの調査研究は行ってまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 調査研究をしてその後、どういう方向に進もうと思って——調査研究で終わりですかね。調査研究であとは書いていますよって、補償をしたりはせんでいいですよってことですか。調査研究だけで終わる。そういうことですか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 保険制度につきましても、まだその対象範囲などが、民間保険もなかなか固まっていないところもございまして、今の段階でこうするというのは申し上げにくいところがございます。そういった意味で調査研究として申し上げましたので、そういった制度がさらに充実するよう検討させていただきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 大事なところですよ、ここは。お願いしますよ。しっかり、いいですね。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） そういったふうに取り組めるように、これからも取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 要支援者を助けに行くときに、まず前もってコミュニティや知っている人から、今から助けに行きますと。こういうものを準備して待つってください。例えば10分後には着きますというようなことが必要と思うんですよ。市長の施政方針の中に「自治体DXでは、デジタルツール等を活用した業務改善を実施し、市民サービスの向上や事務の効率化を推進する。シニア向けスマートフォン教室を開催し、情報格差の解消に努める」と、市長、書いてありますよね。はい。私は何遍も有線放送に代わる戸別無線の整備の考え方を聞かされたときに、スマートフォンの活用などいろいろなツールでのやり方があるという答弁を今まで幾度となく聞かされました。そういうことでしょう。スマートフ

オンの教室を活用し、デジタルツールを活用した業務改善をし、いろいろなことをすると。でも、そのスマートフォンなどの活用をしながら、何か進展はあったのでしょうか。市からコミュニティへ、コミュニティから住民への情報格差の解消は、どのように進めるのか。要支援者などへの連絡は担当する住民のみに任されるのか。何でいつまでたってもスマートフォンを使った、戸別無線に変わるようなことができないのでしょうか。これは大事なところですよ。だって、迎えに行かないかんちゃけん。今から出ましたよっち。避難3が出ましたっち、担当者が迎えに行きますからよろしくお願いします。こういうものを準備しておいてくださいよって、言わないかんでしょう。何でいつまでもいつまでも、それは戸別無線ができんというのは耳にタコができるほど聞いた。でもスマートフォンとかいろいろなツールで何とかしましょうという答弁も何回も聞いた。で、ここの個別避難計画をするに当たって、どうしてもそれが必要と思うんですが。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） スマートフォンアプリのLINEなどは、現時点で有効な伝達手段だというふうに考えられます。そこで、朝倉市の公式LINEの機能について調査して、併せて地域の回覧板機能を追加した運用についても調査、検討をしているところでございます。令和5年7月から令和6年2月にかけて、全てのコミュニティを訪問しまして、1つ目がスマホの利用状況や活用の展望でありますとか、2つ目にスマホ教室の開催案内や呼びかけ、3つ目にLINEと回覧板機能の活用について説明をさせていただいたところでございます。2月26日時点で延べ43回ほどさせていただいております。スマホの活用やLINE機能の導入への理解を一定いただけているのかなという気はします。その中でいただいた御意見では、朝倉市の避難情報をNHKのdボタンで見ることや、防災メールまもるくんの登録など、コミュニティでできる一層の周知に力を入れていこうということであったりとか、LINE機能の導入で現在困っていることが解決できそうだというような御意見などもいただいておりますので、今後もそういった周知、呼びかけ等をさせていただきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 私は、戸別無線に代わるものをスマートフォン活用などで何とか直接できませんかと言っているんですよ。そのような考えは朝倉市には全くない。いずれ有線放送はみんなどこもダメになりますよ。そのときにあなたたちはいろいろなツールがあるから、それをもってそういうことをしたいと今までおっしゃってきました。違いますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 避難情報等に限らず、地域の情報伝達手段として、スマートフォンを活用したツールというのは非常に有効だと思っております。そういうのを活用しながら地域の情報が伝達できる一つの回覧板的な機能であるとか、そういったものを導入していただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 誰が導入するんですか。コミュニティですか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） これはコミュニティ単位の利用であったり、区単位の利用であったり、隣組単位の利用であったり、多様な利用の仕方ができるかと思います。その場面に合わせて、御活用いただけるようお願いしたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 御活用いただけるようじゃなくて、いかにして活用するかを、きちっとしたツールを、朝倉市が持つべきでしょう。違いますか。それは、立石は1万を越す人口の中で、コミュニティからみんなに発信することは非常に難しいですよ、お金もかかるし。そういうところを、市として何とかすることが、私が今まで有線放送に代わる無線放送をと言ってきたところでしょう。でも市はそれに代わるものとして、いろんなツールがあるから、それを調査研究すると散々おっしゃってきたじゃないですか。違いますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 地域での情報伝達手段として、スマートフォンの活用などはこれまでも申し上げてきました。それで、その導入が進みますよう、各コミュニティなどを回らせていただいて、そしてその導入について御検討いただいているところでございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） いつ頃結論は出ますか。どういう具合でコミュニティに回りますか。できないところはなぜできないのか、できるところはどのようにしてできるのかという考えがありますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 各コミュニティなどで御説明をさせていただいたときに、それぞれの地域でももちろん反応は異なってまいります。非常に導入に意欲を持って受け止めていただいているところもございませし、そこまで感じていらっしゃる場所もございませ。それらのところについて、スムーズに導入できるように、これからも御説明に上がりたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） できるだけ早い時点で結論を出してください。こういうことがだめなのでできないというような、ここがあればできるというようなことを、出してほしいと思いますが、いいですか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 今後も導入が進みますよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） よろしくお願ひします。次に行きます。避難所設置の考え方についてお尋ねします。従来、避難所たるもの、住民の顔が見えるところが——でも避難にはいつも言われるんですが、住民の顔が見えるところ、住民の知っている人が多いところが避難所として適切だということはいつも言われていますが、地域住民の顔が見える自主避難所の開設を積極的に、例えばコミュニティなどですよ、積極的にすべきと思いますが、自主避難所の開設に当たって何か障害によるようなことがありますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 自主避難所は地域コミュニティセンターなどが自主的に開設をいただいているものがございますので、その情報伝達などをどのようにするかなどの課題はあると思います。その上で、自主的な避難行動ができるように、避難者の備えでありますとか、自主避難所で協力し合い、共有できるルールづくりなど、自主避難所の運営に関するマニュアルの作成などを今進めているところでございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） それでは自主避難所については、前向きに積極的に行うということですか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 市としましては、避難をいただくのは基本的には指定避難所のほうに避難をいただくように誘導したいと考えておりますが、ただ、緊急的な対応が迫られる場合などは、最寄りの安全な場所への避難行動というのは、一つの有効な手段であるというふうに考えております。そういう意味で指定避難所までが遠かったり、移動手段がままならない場合などで、各地区コミュニティセンターなどが、自主的に自主避難所を開設いただいているところもございますので、そういったものについては、活用をお願いしたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 活用をしながら、市としても、その避難所開設に向かって力を注いでほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 自主避難所は、基本的にはその地域などで自主的に開設いただいている状況でございますので。それからもう一つは、市の職員などが常駐をしていないというような状況もございますので、どういう体制がよろしいのかは、それぞれのコミュニティ、それから自主的に開設される自主避難所の方と防災交通課などで協議しながら運営をやっていく必要があるというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） また文句を言わないかんかち思いましたよ。自主避難所は、その

地域の方だけでという言葉聞いたときにカチンときましたね。自主避難所は、やはりその最後に言われた防災交通課などの話合いの下に、どういうふうに関るかという行政との話合いはしっかりしてくださいね。自主避難所の運営に関しても、やはり専門的な知識がいると思いますので、その辺りは訓練をしながら、いつでも地域の皆さん、役所が自主避難所開設に向かって力を注げるような、そんなふうに行ってほしいと思いますが。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 自主避難所として開設される施設によって状況が異なってまいりまして、例えば備蓄品などがあるところもございますけども、そういったものがないところもございますので、自主的に開設される際には防災交通課との情報連携は必要かというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） よろしくお願ひしますね。次、避難所と福祉避難所の違いについて聞きます。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 通常の避難所につきましては、一般の方が避難していただく場所というふうに理解しておりますが、福祉避難所につきましては、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児などの要援護者のうち、指定避難所での避難生活に支障がある方には、要援護者向けのスペースを確保する必要があるというふうに考えております。それでも避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所として、また福祉施設などとの協定を結んでいるところへの避難をお願いすることもございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） ということは、要支援者は何らかの形で全て福祉避難所に行くということですか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） まずは、甘木、朝倉、杷木地域ごとの主要3指定避難所、ピーポート甘木、朝倉地域生涯学習センター、らくゆう館に福祉避難のスペースを確保し、福祉避難所としての機能を持たせております。そのほか指定避難所として3施設、フレアス甘木、朝倉老人福祉センター、朝倉体育センターなどもございます。また市内の民間福祉施設と協定を締結している施設がございますので、そういったところを確保して、一般の通常の避難所では避難が難しい方の受入れを行っていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） どのような施設がその契約を結ばれているんですか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 協定を締結しております民間の福祉施設としましては、きらく荘、いしずえ荘、ラ・パス、グループホームすまいる、千代の里などと協定を結ばせて

いただいております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） それで十分なんですね。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 災害の内容や程度によりまして、当然その中で対応できるのかどうかについては変わってくるかと思えます。可能な範囲でこういった施設を、今後も確保していきたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 朝倉市の要支援者名簿登録のこれが同意書です。これには緊急連絡先、避難支援者、避難場所等、その他身体状況、寝たきり、歩行困難、移動に時間がかかる、視覚障害、聴覚障害、判断困難、その他とあります。やはり朝倉市は遅れているんですよ、考え方が。よその避難計画の中には、医療的ケアに係る調査票というものもあります。これには、必要な医療的ケアに丸をつけてください。10項目あります。人工呼吸器、気管切開、いろいろありますが、朝倉市はざっとしたものなんですよ。だから福祉避難所はどんなことをするところですかと聞きました。こういうふうな医療ケアに係る調査票もなくて、福祉避難所としての形が取れるんですかということが心配がありましたので、福祉避難所は大体どういうところですかと聞きましたが、なんでこげん朝倉市は、これが日田の分です。いいですか。よそと比べたらいかんね。でも、普通の人よりも医療ケアが必要な人のほうが大変でしょ。その人たちに対してきちっとした調査票を出していただくというのは、これは大事なことじゃないですか。違いますか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 避難行動要支援者名簿登録、個別避難計画作成同意等調査票というところの中の、身体状況のチェック欄がございまして、そちらのほうに、例えばその他の欄もございしますが、医療的なケアとか、寝たきり、歩行困難とか、そういったことを含めて、確認、チェックをしていただくようにしております。このチェック表だけではございませんで、このチェック表をいただきましたならば、聞き取りなどをしてその状況なども確認させていただくということをしております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） そうですね。頑張ってください。えらい大事なこと。ほんでね、ちょっと聞きたいのは、そういう調査をしているのであれば、医療的ケアが必要な人数なども分かるんじゃないですか。人数が分からんなら、資材の準備とかいろんなことができんてしょ。市長の方針に医療ケアが必要な児童への看護師等の配置を支援する取組が書かれています。だから、ああ児童に関しては、医療ケアの必要な人数は分かるんだと、私はここで思いました。でも、朝倉市全体で医療的ケアが必要な人数は果たして分かっているのかなというちょっと思いがありましたので、今度の一般質問の中に入れさせていただ

きましたが、人数の把握については、いろんなこの最後のほうに、その他に書いてありますので、それで分かるということですね。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 身体状況のチェックをいただいた内容を、さらに聞き取りをしまして、この要支援者の名簿の作成に生かしていきたいということで、現在取り組んでいるところでございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） だから。ん。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 先ほど議員が言われました施政方針のほうで市長が述べられた内容の医療的ケアの関係でございますが、こちらのほうにつきましては、来年度から取り組むようにしております保育所の中での私立保育園でそういった子どもさんを預かる場合の、新しい制度となっておりますので、今ここでお話をされている分とはちょっとまた内容が違うと思っております。

それから先ほど御質問いただきました医療的ケアをされてある方の人数が把握をできているのかという点でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）医療的ケアは、人工呼吸器とか吸引器等を使用している方などがそういった医療的ケアの重い症状の方というふうに思っております。避難行動要支援者名簿とか、個別避難計画作成に係る対象者は、在宅人工呼吸器使用者等、医療的ケアの必要な方のみならず、身体障害者1級、2級の交付を受けている方、また難病患者で登録を希望する方などでございます。ですので、市ではその人工呼吸器等、電源を使用する医療機器を使用して、医療的ケアを行っている在宅者に限定した人数の把握はできておりません。ただし、福岡県のほうで災害に備えた人工呼吸器使用患者実態調査を2年に1回実施しております。直近では、令和4年9月に調査を行いまして、対象者は訪問看護ステーションが訪問を行っている在宅人工呼吸器使用患者で、調査方法は在宅人工呼吸器使用患者への訪問を行っている訪問看護ステーションにお願いをして、対象者またはその家族に聞き取りで調査を行っております。回答は、県への情報提供に同意をされた方だけの回答となりますので、県のほうでも全てを把握はできておりません。以上でございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） だから、だから何なの。ここに、その他のところに書いてありますよ。だから、この調査が進めばきっちり分かるということですか。私はだって市長のこのあれ、どこに書いておった……。医療的ケアが必要な児童への看護師等の配置を支援する取組が書かれておりました。ここでは保育所などの医療的ケアが必要な児童とは一言も書いてありません。医療的ケアが必要な児童に看護師等の配置を支援すると書いてあるから勘違いするじゃないですか。児童に関しては全て把握ができていると勘違いしますよ。

私が聞きたいのはそういうことじゃなくて、医療的ケアの必要な人数もきちっと把握しながら、それに対処してくださいねと言っているんですよ。分かりますか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 議員のほうから御質問いただきまして、市としましては訪問看護ステーションのほうで、主にそういった在宅で人工呼吸器などを付けてあるところには、大概のところはやはり医療的な何らかの支援が入っておりますので、訪問看護ステーションのほうの職員さんとかそういったところとお話をさせていただく中では、今現在としては市としては把握はできておりませんが、県のほうも全体的な数の把握はできておりませんが、北筑後保健所のほうと今やり取りをしております、そういった在宅で医療的ケアを受けてあるような方については、今後、訪問看護ステーション、それと北筑後保健所、市とで、やはり何らかの協議をしながら、考えていかなければならないというようなお話はしております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） よろしくお願ひしますね。大事なとこです、ここは。元気で自分で逃げていきりゃいいけど、なかなかそうでない人は、そういう人は、助けに行こうにも一般の私たちでは助けられない。そうすれば、何らかのきれいなこんな調査書があつて、誰がどこにどのように助けるという、きちとした計画が必要になると思いますので、これは後でお渡ししますが、そういうことを今後きちっと考えてください。どうでしょう。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 避難に支援が必要な方の避難所への誘導等については、さらに検討してまいりたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） よろしくお願ひします。大事なとこですからね。

その次、街灯について尋ねます。私はもうどうして朝倉市はこげん暗いっちゃろうかと思ひよります。なんか一番感じたとはですね、朝早くうちから久留米市に行く用事がありまして、行きよつたんですが、急に運転がしやすくなつたんです。はあつち思つたら、街灯がベンチおきに立つとるよつに立つとるんです。大体うちには国道とか県道には、街灯の設置があまりはないよつな気がしまつけど、よそとの違ひは大體何なんですか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 街灯の設置についてでございますが、その目的によつて2つに分類されるよつふに思ひよります。

まずはその点について、御説明をさせていただきたいと思ひます。まず国県道を含めました道路照明として設置されまつ街路灯または道路照明でございますが、これについては主として夜間、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、交通の安全と円滑化を図るために、交通量の多い市街地の幹線道路ですとか、あと交差点等に設置されてい

るというものでございます。一方、夜間における市民の安全ですとか、あと犯罪被害の未然防止を図るために設置されます防犯灯、これにつきましては、地域の自治会等で設置・管理を行っていただいております。道路照明に比べまして、照射範囲等が狭く電柱等を利用するなど、住宅地などの道路灯に多く設置されているというものでございます。朝倉市については、今この2つで市内の街灯の整備を行っているところでございます。確かに議員おっしゃいますように、朝倉市は街灯が少ないということでございますけども、道路照明につきましては、こういった形で交差点ですとか横断歩道、そういったところに設置をさせていただいている状況でございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 私は以前友人から店が閉まると、386号ですよ、真っ暗でどうしようもないゆうことを——何とかならんちゃろうかち、危ないち。第一ね、高齢化よ、朝倉市は。夜間運転しよくと非常に見えにくい、人が。危ないやろ。なら今後も、国道やら県道には街灯をつける意思是全くない。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 国県道を管理しております朝倉県土整備事務所のほうにも確認をさせていただきました。国県道の道路照明につきましても、先ほど申しましたように、局部的に安全を確保する必要がある交差点部であったり、横断歩道部について必要に応じて道路照明の設置を行っているということでございます。現在、朝倉市においては、道路照明と防犯灯の設置を行っているということを説明させていただきましたけども、市民の安全性の確保ということについてはやはり必要な施策であろうと思っております。市内の国県道路に道路照明を一定間隔で設置するというのは、やはりちょっと厳しいところがあるかと思っておりますけども、例えば防犯灯の設置これについては、今現在、朝倉市は補助を行っておりますので、コミュニティであったり、区の御協力を得ながら明るいまちづくりにつながっていったらというふうに思っているところでございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 部長、草場川から向こう、うちから322号をずっと走って。草場川から向こう、夜中に走って。朝早くでもいい。久留米までどんだけうちとよそが違うかを、どんだけうちが危ないかを、それを知っとって言いよる。知らんで言いよる。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 議員おっしゃっていますところ、国道322号から宮ノ陣のほうへ行ってある、そこの両側農地の中に大きな幹線道路が走っているところを言われてあるのかなというふうに思っております。そこにつきましては、私どももどういった状況かというのは確認をいたしたところでございました。電柱ごとに道路照明が設置されております。これにつきましては、久留米市のほうで、やはり夜間における歩行者、それから自転車の安全ということで、道路照明と防犯灯を補完する形で整備されたというふうな

ことで伺っております。これらの先進事例がございますので、その目的であったり事業内容、効果、財源等について、詳しく私どもも調査をいたしまして、朝倉市にとってはどうなのかというところは考えていきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） お願いしますよ。真っ暗よ、なんせ。322号やら。それと堤の322号のあの裁判所から堤さい、こう来る道をよく通りますが、信号機だけで明るいつちやもん。あとは真っ暗なんですよ。こげなこっちゃいかんでしょ。朝倉市の経済発展のためにも、なんとなく道はきれいにして、安心安全なまちづくりを進めてください。よろしくお願いします。

次、補聴器購入助成についてお尋ねします。市長の施政方針に、久留米大学と連携し、アンチエイジングや糖尿病教室を計画とある。大体アンチエイジングとは老化に抵抗し対抗することですよ。どげな計画をするかも分からんで、アンチエイジング、アンチエイジングと言うてみたら、ああこれは何のことを言うて、こげな計画しなつたとやろうかと、私は不思議に思いました。で、これは要望があったことですが、高齢化すると——前ね、耳が聞こえない子どもたちのための検査はしてありますかと云ったら、そのときはしてあったんですよ。子どもに対しては、そういう検査をして、一日も早く社会生活に慣れるような形で。でも高齢者に対してもありますかと聞いたら、これはないと言われました。お願いですが、高齢者に対してもなんとか定期健診に聴力検査など——そして安い補聴器もあるようなんですが、私の友人が耳が聞こえなくなって、補聴器を購入しようとして非常に高額だったそうで、それで何とか市長もこんなふう書いてあるじゃないですか。アンチエイジングって。そのためにも、なんとか補聴器の助成と聴力検査を前向きに考えてみてはもらえませんか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） まず、先ほど議員がおっしゃられました定期健診の件ですけれども、市が実施しています定期健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第20条というのがございまして、それに基づきまして、国から定められた基準、検査項目に基づく特定健診を行っております。対象者は国民健康保険に加入している40歳から74歳の方、それと75歳以上の後期高齢者となっております。特定健診の目的は生活習慣病の早期発見や重症化予防であり、検査項目に聴覚検査は定められていないので、現在は実施をしていない状況でございます。

それから難聴高齢者の補聴器の購入についてということでございますが、本市では難聴の方の補聴器購入については、身体障害者手帳の6級以上を取得されている方、そういった方に市のほうとして上限額を設定して、1割を自己負担として9割を支給しているという状況でございます。高齢者にとっての難聴は個人差がありますけれども、加齢に伴って起こる身体機能の低下によるもので、老眼や味覚の鈍化などと同様の変化でございます。

これに対応した社会生活上の支援を行うことについては、その効果を見極めながら慎重に検討する必要があります。国においては、高齢者の難聴は認知症の危険因子の一つとされ、その関係性についての研究が継続して行われているところでございます。

朝倉市においては、福岡県市長会を通じまして、国に対し、身体障害者手帳交付基準に達しない程度の難聴であっても、高齢者を含む潜在的な軽度・中等度難聴者にとっての生活の質、特に周知や地域での関わりは重要であることから、年齢制限のない補聴器装着の助成制度の拡充について要望を行っているところでございます。今後も引き続き、様々な機会を捉えて要望を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） そうですね、大刀洗なんかはもう既にしてあるようですので、何とか朝倉市としても、市長がこげんアンチエイジングに対策すると書いちゃうもんやけん、できるっちゃないかなと思って一般質問をしましたが、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、ため池についてお伺いします。これも議会報告会の折に、堤の前区会長よりお尋ねがあったことでした。

ため池が予算規模に応じて地域負担金が高額となった場合、利水者のみで負担することはとても困難であり、地域でも何とかしなければならないとは考えますが、地域住民の中には反対の意見も出されております。例えば潰してしまえばいいじゃないかとかいろいろ、なんでため池の利水者でもないのに、自分たちもそれにお金を出さないかんとか、そういうふうな反対の意見も出されますが、ため池の危険度が高いと判断された場合、負担金が準備できない場合は、そのままにしておくものか、ただ災害のたびに心配するだけなのか、ちょっともう地域としては大変なことなんです。去年は排水口の溝が詰まって、歩道を持ち上げるようなことがありました。何が言いたいかと言うたら、お金がないところは果たしてため池が崩れるにしても、ほったらかしちよくとですかということが聞きたいし、ある人の情報では、県内には負担金制度のない市町村もあると聞きます。だから一律3%とかそういう決まりがあるかもしれませんが、負担金もないところもある。あまり高額になるとこういう考え方もあるようなことが何か分かりませんか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） ため池の種類についてもいろいろありますけども、例えば防災重点農業用ため池というふうに指定された場合、一定の工種といいますか、施工箇所を三点しなくちゃいけないということ等もありますけども、この場合は地元負担金が通常9%が3%になったりとかの施工を行っているところではございます。ただ、この3%につきましては、ため池受益者への分担金を、議員おっしゃっておりますように求めるものでございますので、農業関連の予算を伴う工事につきましては、必ず分担金の負担が基本的にはございます。これについては、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

また、おっしゃっていましたが福岡県の中でも、負担金のない自治体もあるということでございます。これにつきまして、負担のない自治体について、私どものほうで現在のところ全ての把握はしておりませんが、朝倉農林事務所管内では、2つの自治体が分担金なし、1つの自治体が分担金を減額しているというふうになっておられるところでございます。これにつきましては、適用要件等が様々あるというふうになっておりますので、今後分担金については、調査を進めていって検討を行いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） お願いしますよ。1つの地区に何千万円というお金はなかなか出せるものではないですよ。具体的に言うのはいかんのだけど、堤の昭和池なんですよ。これは何メートルも下、家がずらーとあるとですよ。万が一あそこが決壊するようなことがあれば、被害の状況は非常に大きい。だからほったらかしとくとも地区としては不安なんですよ。何か起きたときにはどうするやろか。そしたらそのような情報がありましたので、もしかするといろんな考え方があって——これが出せる地区ならいいですよ。もっと出せない人口が何百人くらいの地区のときは、どうするっちゃろうかとやっぱり心配しますよね。さっきこういう方法がありますと部長がおっしゃってくださったじゃないですか。そのことを調査研究をお願いしたいんですよ。地区としても頑張りますよ。頑張るけど、私は出せんもんは出せん、しきらんことはしきらんと思うとですよ。しきらんところは。だからそこら辺の研究をお願いします。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） その前の議員のほうからの発言の中で、危険を伴うため池についての安全性ということで、仮に受益者がほとんどいない、もしくはゼロの場合については究極の選択でありますけど、言われたように、分担金なし実施可能なため池廃止事業などを検討していただく必要もあるのかなというふうには考えております。よろしくお願ひします。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 私も言いました。埋めてしまえと。あげん危ないところは埋めてしもうたほうがいいっちゃないっ。もちろんまだまだあの水を利用する人もいらっしゃるでしょうけど、こういう答えが返ってきました。もしあの池をなくせば、一気に水が入ってきたときに水はどこにためるの。あのため池はそういう防災のために必要じゃないですか。そのためにあるんでしょう。去年大きく歩道が崩れたときもそうですが、ただあそこの排水溝に草がたまって、水が行けないだけであれほどの被害が起きたんです。これ、まるっきりため池がなくて、上からどうどう水が流れてくればどうなりますかね。私も思いましたよ。国はため池をなくそうという方針にいつとるけん、ため池を埋めてしまっって大きなヒューム管か何かいけて下に流せばいいんじゃないと。でもそれとばかりも考え

られませんよ。どう思われますか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） これにつきまして、負担金のところが問題になっていると
いうことであります。なので、一旦先ほどの、究極の選択にはなりますけども、ため
池……。

○議長（小島清人君） 14番柴山恭子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。10時55分に再開いたします。

午前10時41分休憩